【鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会】

・日程　令和８年１１月１２日（木）１７：００～１７：３０

・議題　京都府の家きんにおける鳥インフルエンザの疑似患畜の発生を踏まえた今後の対応について

・出席者

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

11月11日　13時40分

（鳥インフルエンザ事案）

総理指示

○　鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。

○　現場の情報をしっかり収集すること。

○　家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。

○　国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

農林水産省

令和８年11月

１　高病原性鳥インフルエンザとは　・・・　１

２　高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認事例について　・・・　１

３　総理指示を受けた対応　・・・　２

４　高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況　・・・　３

５　鳥インフルエンザの発生状況　・・・　４

６　過去の発生事例　・・・　５

７　鳥インフルエンザ対策パッケージ　・・・　６

８　輸出への影響　・・・　７

９　発生時における政府一体となった対応　・・・　８

（参考）　高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況（2023年9月以降）・・・　９

1　高病原性鳥インフルエンザとは

（１）原因（病原体）

国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたＡ型インフルエンザウイルス



元気消失

（２）対象家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

（３）症状・特徴

元気消失、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色(紫色)、咳、鼻水、下痢。
急性例ではこれらの症状を認めず、急死する場合もある。

※人獣共通感染症：海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

（４）発生状況

渡り鳥により国内に持ち込まれることが多く、冬期に発生しやすい。我が国において、直近では、令和２年シーズン以降、毎年発生（７シーズン連続）。

※内閣府食品安全委員会によると、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としている。

2　京都府における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜発生事例について

（１）場所　・京都府亀岡市の養鶏農場（採卵鶏）　・飼養羽数：約20万羽

（２）周辺農場

３km圏内:　1戸、約250羽　　３km-10km圏内：６戸、約30万羽　　合計７戸、約30万羽

（３）発生経緯

・11月11日（水）、京都府亀岡市の農家から飼養家きんでの異状がみられるとの通報を受けて、家畜保健衛生所が立入検査を実施。簡易検査を実施した結果、A型インフルエンザ陽性と判明。

・そのため、同家畜保健衛生所によりＰＣＲ検査を実施。
その結果、12日（木）8時30分、疑似患畜と確定。

3　総理指示（令和８年11月11日）を受けた対応

＜総理指示＞（令和８年11月11日13時40分）

① 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。

② 現場の情報をしっかり収集すること。

③ 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。

④ 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

＜対応＞

① 関係省庁（※）と連携し、都道府県が実施する防疫措置（当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置等）について、職員の派遣等、必要に応じた支援を実施。（また、環境省において発生農場周辺半径10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、都道府県に野鳥の監視を強化するよう要請。）

② 農林水産省政務による都道府県知事との意見交換を実施するとともに、疫学、野鳥等の専門家からなる疫学調査チームを派遣。

③ 全都道府県に対し、鳥インフルエンザの早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施。併せて、経営支援対策を周知。

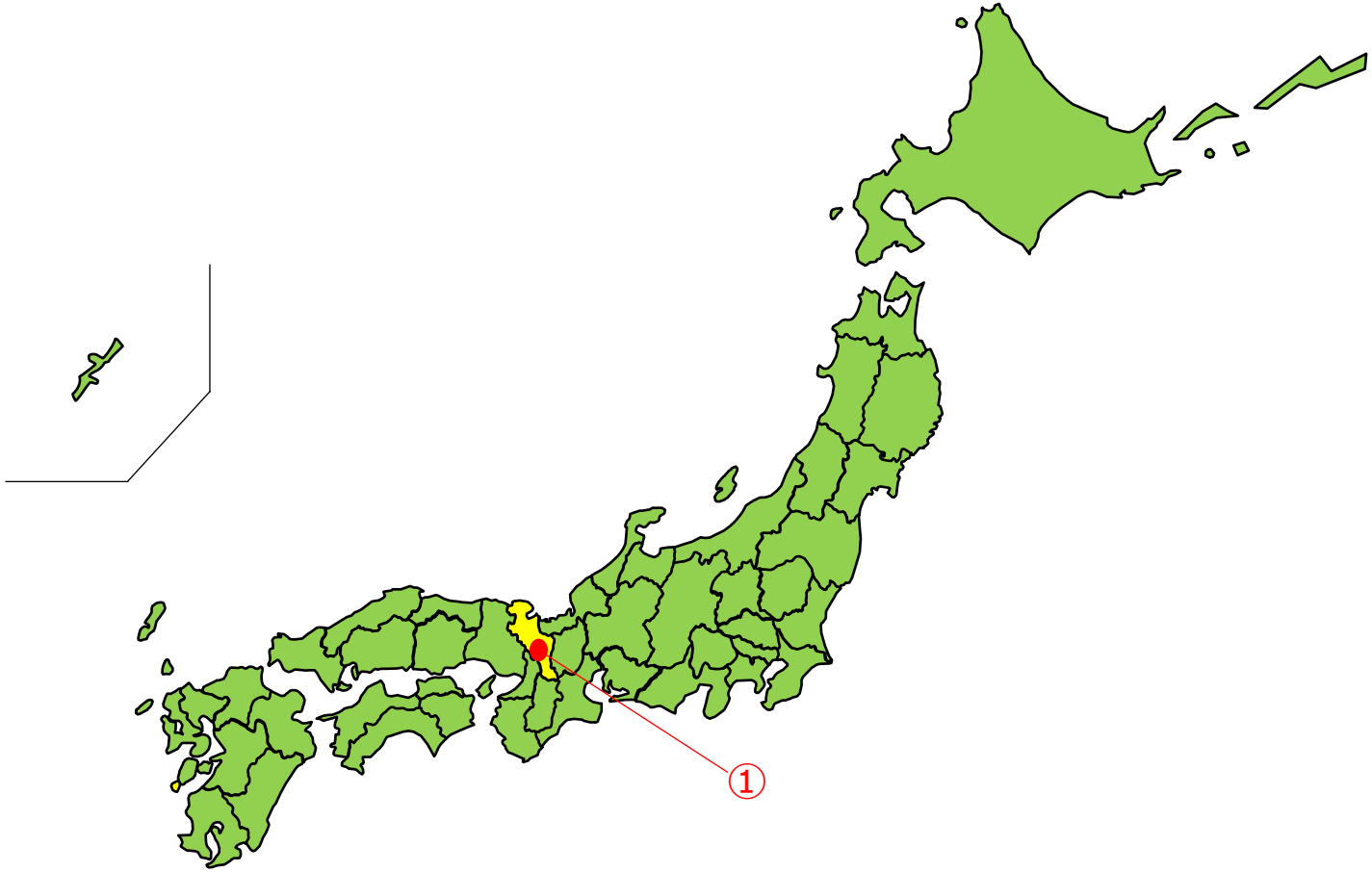
④ 消費者、流通業者、製造業者等に対し、鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等（鶏肉・鶏卵の安全性の周知、発生県産の鶏肉・鶏卵の適切な取扱いの呼び掛け等）を実施。

（※）関係各省：消費者庁、警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省及び防衛省

4　高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の進捗状況

事例数：１事例（防疫措置対象：農場 1施設 **約46万羽**）					農林水産省対策本部	防疫対応状況			
発生場所			発生日 ※1	飼養羽数 ※2、3		防疫措置（殺処分、消毒等）		搬出制限区域解除	移動制限区域解除
						開始	完了		
①	京都府１	養鶏場（京都府亀岡市）	令和８年11月12日	約20万羽（採卵鶏・ケージ飼い）	11月12日	11月12日 8時30分	－	－	－

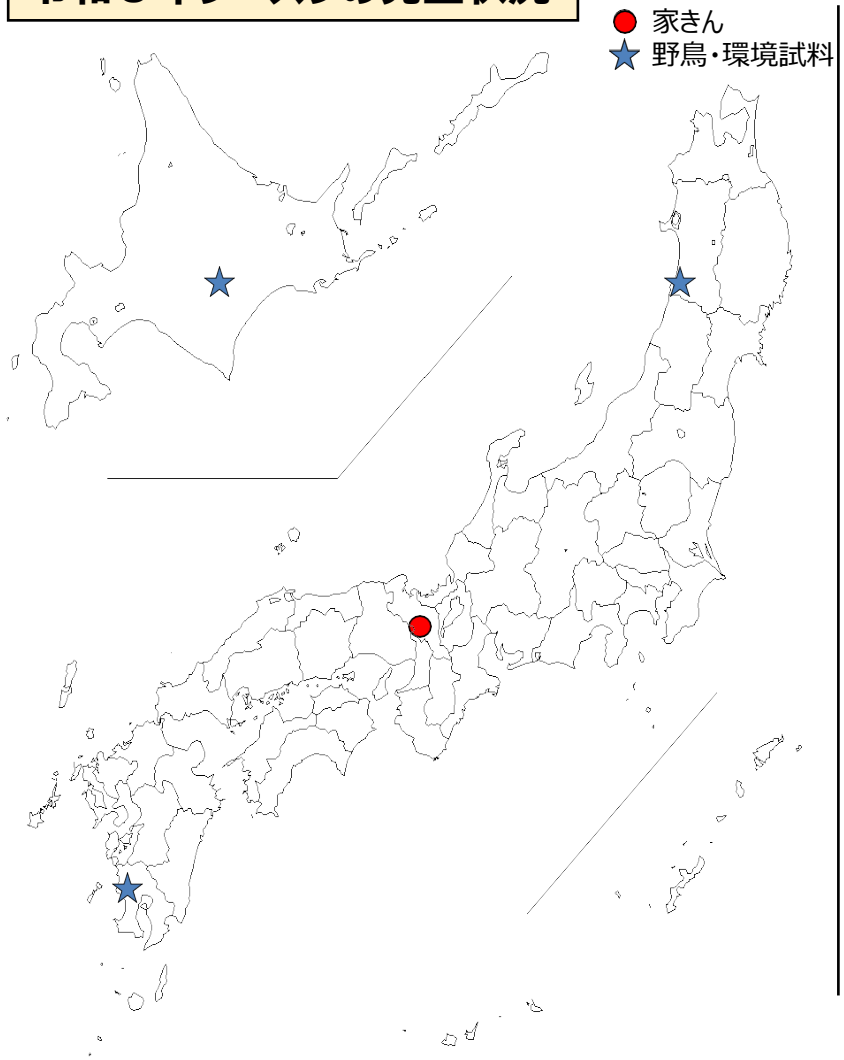
※１　疑似患畜と確認した日　※２　飼養方法は主として疫学調査結果から引用。ただし、疫学関連農場については疫学調査を実施していないため飼養方法は記載せず。※３　飼養羽数は殺処分が完了するまでは、疑似患畜確認時の羽数を記載。



鳥インフルエンザの発生状況

○ **令和７年シーズン**は、**16道府県24事例**で発生。
○ **令和８年シーズン**は、**京都府において11月12日に家きんの陽性事例１例**を確認。

令和８年シーズンの発生状況



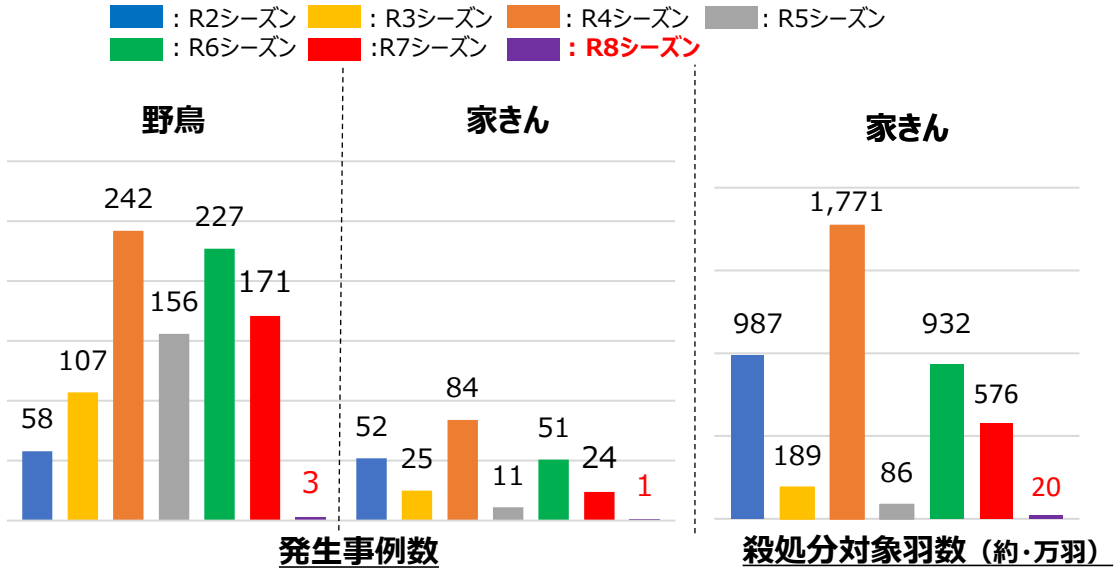
過去シーズンとの比較

（１）初発、最終確認日

シーズン		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン	**R8シーズン**
初発	野鳥	10月24日	11月８日	９月25日	10月４日	９月30日	10月15日	**11月２日**
	家きん	11月５日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日	**11月12日**
最終確認	野鳥	３月３日	５月14日	４月20日	４月30日	６月17日	5月22日	
	家きん	３月13日	５月14日	４月7日	４月29日	２月１日	4月22日	

（２）発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

（注）野鳥の日付は回収日



（注）野鳥における発生事例数は環境省HP参照

6　過去の発生事例

<平成15年度の発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
１～３月･･･３府県４事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

<平成18年度の発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
１～２月･･･２県４事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

<平成22年度の発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
11～３月･･･９県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

<平成26年度の発生> Ｈ５Ｎ８亜型（高病原性）
４月･･･１県１事例 約10万羽（熊本県）
12～１月･･･４県５事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

<平成28年度の発生> Ｈ５Ｎ６亜型（高病原性）
11～３月･･･９道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

<平成29年度の発生> Ｈ５Ｎ６亜型（高病原性）
平成30年１月･･･１県１事例 約9.1万羽（香川県）

<令和２年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ８亜型（高病原性）
11～３月･･･18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、 徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

<令和３年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型／Ｈ５Ｎ８亜型（高病原性）
11～５月･･･12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

<令和４年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型／Ｈ５Ｎ２亜型（高病原性）
10～４月･･･26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

<令和５年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型／Ｈ５Ｎ６亜型（高病原性）
11～４月･･･10県11事例 約85.6万羽（佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県）

<令和６年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
10～２月･･･14道県51事例 約932万羽（北海道、千葉県、新潟県、島根県、香川県、宮城県、岐阜県、鹿児島県、埼玉県、宮崎県、愛媛県、茨城県、愛知県、岩手県）

<令和７年シーズンの発生> Ｈ５Ｎ１亜型（高病原性）
10～４月･･･16道府県24事例 約576万羽（北海道、新潟県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、岡山県、京都府、茨城県、埼玉県、香川県、三重県、岐阜県、千葉県、岩手県、宮城県、青森県

<平成17年度の発生>Ｈ５Ｎ２亜型（低病原性）
６～12月･･･２県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

<平成20年度の発生>Ｈ７Ｎ６亜型（低病原性）
２～３月･･･ １県７事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

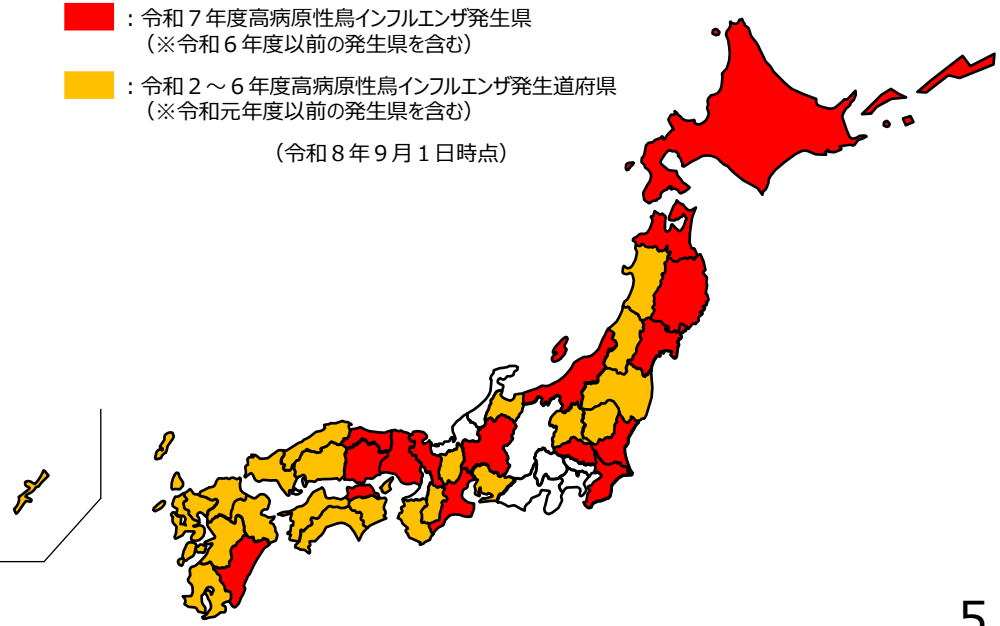
・平成20年　全３県
・平成22～23年　全16県
（他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認）

・平成26～27年 全６県12事例
・平成28～29年 全22都道府県218事例
・平成29～30年 全３都県45事例
・令和２年シーズン 18道県58事例
・令和３年シーズン ８道府県107事例
・令和４年シーズン 28道県242事例
・令和５年シーズン 28都道府県156事例
・令和６年シーズン 19道県227事例
・令和７年シーズン 16道県171事例

：令和７年度高病原性鳥インフルエンザ発生県
（※令和６年度以前の発生県を含む）

：令和２～６年度高病原性鳥インフルエンザ発生道府県
（※令和元年度以前の発生県を含む）

（令和８年９月１日時点）



令和7年シーズンを踏まえた特に取り組むべき高病原性鳥インフルエンザ対策

○ **早期発見・早期通報、飼養衛生管理の徹底、大規模農場や既発農場における対策、野鳥対策等**が重要。

早期発見・早期通報	**発見及び通報が遅れるとウイルス量が増大する**ため、**早期発見・早期通報**は重要。
飼養衛生管理の徹底	**飼養衛生管理基準**は特定の項目に偏らず、野生動物の侵入防止対策等、**全項目の継続的な遵守**が必要。 **フィルター・不織布の設置等**の入気口対策による発生予防対策の強化も重要。
大規模農場（20万羽以上）における分割管理の導入	飼養衛生管理担当者を多く要する大規模農場では発生リスクが高い。 家きん製品の供給、防疫作業に要する労力・費用の観点から、発生の影響大。 令和７年10月１日より、**分割管理の導入検討が義務化**。
既発・大臣指定地域における取組	**大臣指定地域(密集地域、既発地域)内の農場**は、地域内での発生に備えた取組が必要。 ・家きん舎周辺の消毒に**十分な量の消毒薬を各農場が備蓄**。 ・各農場が**塵埃対策**を**実施できるような準備**。 既発農場は、**外部専門家も活用した実効性のある再開時指導**と**継続的な指導**が重要。
関係機関と連携した地域一体の野鳥対策	**野鳥（特にカラス類）**は本病を農場内に持ち込む主因の一つ。 農場周辺の野鳥の生息状況を的確に把握し、**地域一体となった**、**水田の耕起、ため池の水抜き、堆肥を扱う施設の対策等**が重要。 **ドローンやレーザー機器を活用**した野鳥・野生動物対策も有効。
情報収集・調査研究	関係各機関が協力し**予防的ワクチン接種に関する検討**を行っていくことが重要。 **人工知能（AI）**やその他先端技術のさらなる活用、新技術の開発の可能性について検討することも有益。

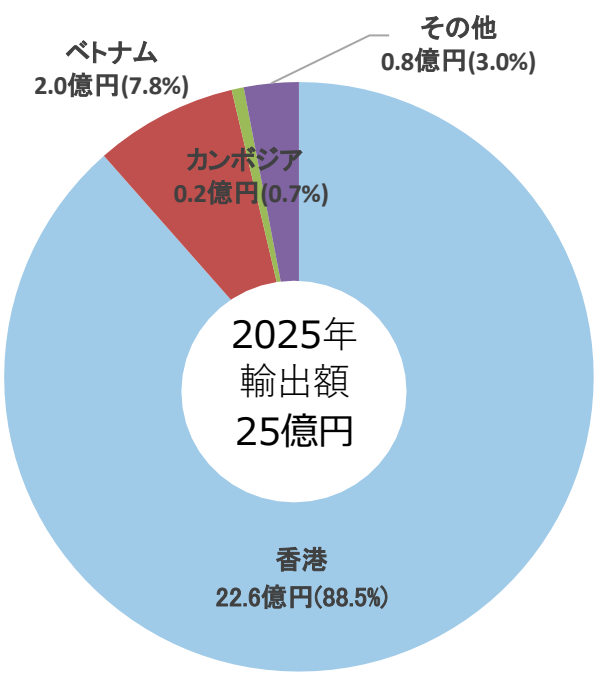
8　輸出への影響

○　高病原性鳥インフルエンザの**疑似患畜が確認**された場合、**同日**から、**香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、米国**に対しては、**発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止**。

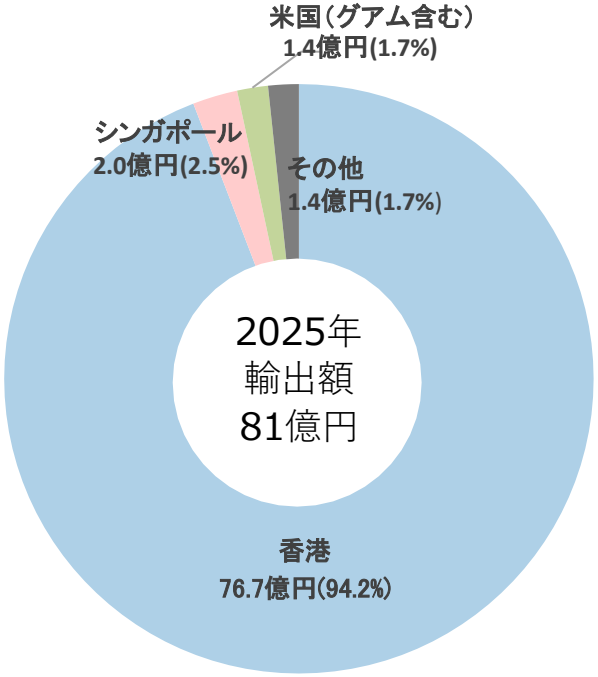
○　**その他の国**に対しては、**全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止**。その後、**輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉**。

【鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2025年）について】

〈鶏肉〉



〈鶏卵〉



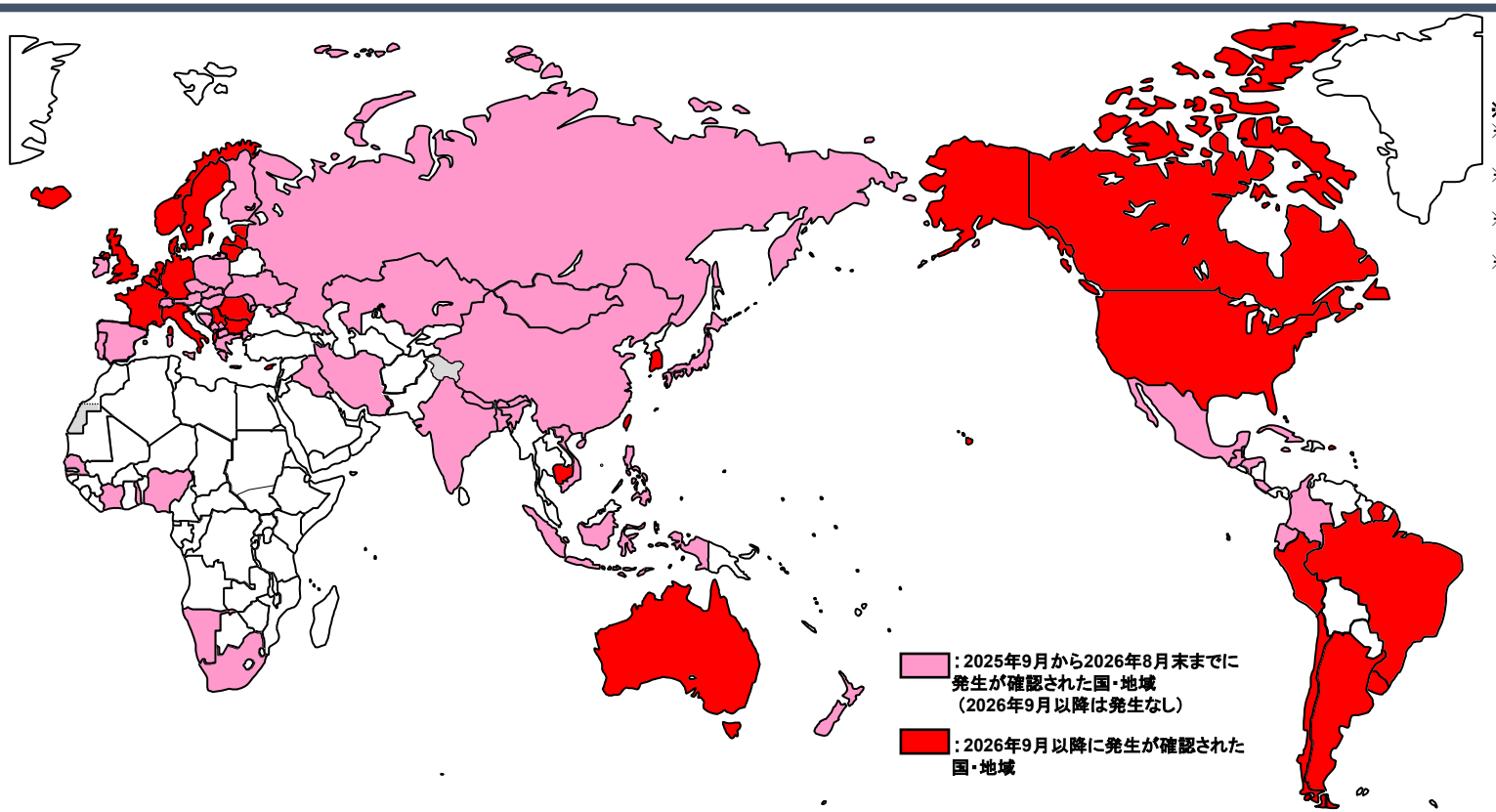
9　発生時における政府一体となった対応

○　高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。

○　このため、**総理指示を踏まえ、内閣官房が中心となり関係省庁の初動対応等の確認**を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。



（参考）世界における発生・感染報告状況（2023年９月以降）



2026年11月９日現在

出典:WOAH等

※発生日は、WAHIS等への報告に基づく。

※型別に最新の発生事例を記載し、[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。

※白色の国、地域であっても継続感染等により発生が報告されていない可能性もある。

※WAHIS: World Animal Health Information Systemとは、WOAH（国際獣疫事務局）が提供する動物衛生情報システム。

《オセアニア》

豪州	H5N1	[2026.10.27]
[ハード島及びマクドナルド諸島	H5N1	[2026.1.3]]
ニュージーランド	H5N1	[2026.8.12]

《ロシア・NIS諸国》

モルドバ	H5N1	[2026.3.25]
ロシア	H5N1	[2026.3.1]

《アフリカ》

ｺｰﾄｼﾞﾎﾞﾜｰﾙ共和国	H5N1	2026.3.16
セネガル	H5N1	2026.5.11
トーゴ	H5N1	2026.7.9
ナイジェリア	H5N1	2026.8.2
ナミビア	H5N1	[2026.2.3]
南アフリカ共和国	H5N1	2026.5.11
		[2026.6.8]

《南北アメリカ》

アルゼンチン	H5N1	2026.5.5
		[2026.3.12]
	H5	2026.9.14
ウルグアイ	H5N1	2026.9.4
	H5	[2026.3.6]
エクアドル	H5N1	[2026.7.9]
カナダ	H5N1	2026.10.11
		[2026.1.1]
	H5N5	[2026.9.10]
	H5N6	[2025.10.4]
グアテマラ	H5N1	2025.11.4
コスタリカ	H5N1	[2026.6.18]
コロンビア	H5N1	2026.6.12
スリナム	不明	2026.9.9
チリ	H5N1	2026.9.26
		[2026.4.20]
ブラジル	H5N1	2026.10.1
		[2026.8.4]
米国	H5N1	2026.10.13
		[2026.2.26]
	H5	2026.3.29
		[2026.2.13]
[プエルトリコ	H5N1	2026.10.5]
ペルー	H5N1	2026.10.15
		[2026.8.5]
ホンジュラス	H5N1	2026.7.8
		[2026.7.22]
メキシコ	H5N1	2025.9.18
		[2026.3.2]
	H7N3	2026.6.2
		[2026.7.8]

《ヨーロッパ》

アイスランド	H5N1	[2026.2.6]	カザフスタン	H5	[2025.9.23]	ドイツ	H5N1	2026.10.24	ボスニア・ヘルツェゴビナ	H5N1	2026.2.24
	H5N5	[2026.9.22]	北マケドニア	H5N1	2025.11.6			[2026.9.24]			[2026.1.26]
	H5	[2026.4.29]			[2025.10.8]	ノルウェー	H5N1	2025.9.2	ポーランド	H5N1	2026.7.7
アイルランド	H5N1	2025.11.28	キプロス	H5N1	[2026.9.23]			[2026.10.15]			[2026.7.15]
		[2026.3.3]	ギリシャ	H5N1	[2026.4.3]		H5N5	[2026.10.15]	ポルトガル	H5N1	2025.12.26
アルバニア	H5N1	2026.10.9	スイス	H5N1	[2026.2.16]		H5	[2026.9.25]			[2026.8.10]
イタリア	H5N1	2026.3.24	スウェーデン	H5N1	2026.8.14	ハンガリー	H5N1	2026.3.8		H5N6	[2025.9.7]
		[2026.10.23]			[2026.9.21]			[2026.4.9]		H5	2025.11.7
	H5	[2026.1.16]		H5N2	[2025.12.16]	フィンランド	H5N1	[2026.7.28]	モンテネグロ	H5N1	2026.3.10
英国	H5N1	2026.10.15	スペイン	H5N1	2026.1.8		H5N5	[2025.12.6]	ラトビア	H5N1	2025.12.29
		[2026.10.27]			[2026.5.13]		H5	[2026.5.29]			[2026.10.16]
	H5N5	2026.10.2		H5	[2025.11.14]		不明	[2026.5.6]		H5N2	[2025.11.9]
		[2026.10.3]	スロバキア	H5N1	2026.2.18	フランス	H5N1	2026.9.7		H5	[2026.10.16]
[ケイマン諸島	H5N1	2025.11.27]			[2026.2.23]			[2026.4.13]	リトアニア	H5N1	2026.6.5
ウクライナ	H5N1	2026.4.21	スロベニア	H5N1	[2026.3.25]	ブルガリア	H5N1	2026.10.15			[2026.10.27]
		[2026.1.15]	セルビア	H5N1	[2026.10.8]			[2026.3.26]	ルーマニア	H5N1	2026.2.3
エストニア	H5N1	2026.4.23	チェコ	H5N1	2026.5.4	ベルギー	H5N1	2026.10.1			[2026.10.21]
		[2026.10.18]			[2026.4.1]			[2026.10.21]	ルクセンブルク	H5N1	2026.2.4
オランダ	H5N1	2026.10.27	デンマーク	H5N1	2026.10.26		H5	[2026.3.28]			[2026.2.10]
		[2026.10.19]			[2026.10.26]						
オーストリア	H5N1	2026.2.20		H5N5	[2026.1.20]						
		[2026.7.13]		H5	[2026.1.20]						

《アジア》

イスラエル	H5N1	2026.2.20	中国	H5N1	[2025.10.24]
		[2026.3.25]		H5	[2026.5.7]
イラク	H5N1	2026.1.9	日本	H5N1	2026.4.22
イラン	H5N1	2025.9.29			[2026.4.23]
インド	H5N1	2026.4.2		H5N5	[2026.1.15]
		[2026.2.3]	ネパール	H5N1	2026.7.5
インドネシア	H5N1	2026.5.17			[2026.6.12]
韓国	H5N1	2026.4.8	フィリピン	H5N1	2026.6.24
		[2026.10.26]			[2026.5.5]
	H5N6	2025.11.3		H5N8	2025.9.30
		[2025.11.4]		H5	2025.10.7
	H5N9	2026.3.9			[2026.6.9]
		[2026.10.12]	ブータン	H5N1	2026.6.12
カンボジア	H5N1	2026.9.21	ベトナム	H5N1	2026.2.7
		[2026.3.12]	モンゴル	H5N1	[2025.11.4]
台湾	H5N1	2026.10.13			
		[2025.12.2]			

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る環境省の対応について

令和８年 11 月 12 日
環境省自然環境局

京都府亀岡市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜への環境省の対応は、以下のとおり。

○ 発生農場周辺半径 10㎞ を「野鳥監視重点区域」に指定し、京都府及び大阪府に野鳥の監視を強化するよう要請。

○ 環境省近畿環境局に、京都府及び大阪府と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を行うよう指示。

○ 京都府及び大阪府と調整の上、野鳥での感染状況の把握等を目的とした鳥類相調査を実施する。

（参考）野鳥の監視等の具体的な内容

○ 都道府県と連携して通年で死亡野鳥等を対象に検査し、高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査。
○ 国内の複数箇所で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを最高レベルの「対応レベル３」として、野鳥監視を強化。
○ 野鳥、家きん及び飼養鳥（※）において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された各地点の周辺半径 10㎞ 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。同区域内では野鳥での感染状況の把握等を目的とした渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査、一般市民への注意喚起等を実施。
※環境試料（糞便、水等）や哺乳類を含む

※今シーズンの発生状況（令和８年 11 月 12 日 15 時 00 分現在）
・家きん：１府、１例（別表のとおり野鳥監視重点区域を指定）
・野　鳥：１道３県、４例
・飼養鳥：未発生

令和8（2026）年シーズン家きんにおける野鳥監視重点区域の指定状況

家きん国内 ○例目	場所			検体情報	簡易検査陽性 結果判明日	PCR検査による 疑似患畜確定日	野鳥監視重点区域		
	都道府県	都道府県内 ○例目	市町村				指定日	防疫措置完了日 （消毒終了）	解除日 （防疫措置が完了した日の 次の日を１日目として 28日目の24時に解除）
1例目	京都府	1例目	亀岡市	採卵鶏	11/11	11/12	11/12	未定	未定

※赤字の箇所が11月12日に最新に更新した箇所になります。

令和８（2026）年シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ発生状況

野鳥国内 ○例目	回収日 採取日	場所			検体情報				簡易検査		遺伝子検査			最終判定	野鳥監視重点区域	
		都道府県	都道府県内 ○例目	市町村	検体の種類	種名	国内希少 野生動植物種	陽性個体数	結果	結果判明日	HA亜型	病原性	結果判明日		指定日	解除日
－	10/27	宮城県	－	栗原市	死亡野鳥	マガン	－	1	簡易陽性	10/27	H5/H7以外	陰性 （高病原性でない、その他 鳥インフルエンザウイルス）	10/30	陰性 （高病原性でない、その他 鳥インフルエンザウイルス）	10/27	10/30解除
1例目	11/2	秋田県	1例目	由利本荘市	死亡野鳥	ハシブトガラス	－	2	－	－	H5亜型	H5亜型高病原性	11/6	H5N1亜型高病原性	11/6	11/30予定
2例目	11/2	北海道	1例目	音更町	死亡野鳥	オオハクチョウ	－	1	－	－	H5亜型	H5亜型高病原性	11/6	H5N1亜型高病原性	11/6	11/30予定
3例目	11/2	鹿児島県	1例目	出水市	環境試料（水）	－	－	6検体 （うち1検体で 検出）	－	－	H5亜型	H5亜型高病原性	11/6	H5亜型高病原性	11/6	11/30予定
4例目	11/6	香川県	1例目	丸亀市	死亡野鳥	コガモ	－	1	簡易陰性	11/6	H5亜型	H5亜型高病原性	11/12	検査中	11/12	12/4予定
疑い 事例	11/9	北海道	疑い 事例	斜里町	死亡野鳥	ハシブトガラス	－	1	簡易陽性	11/10	検査中	検査中	検査中	検査中	11/10	12/7予定
疑い 事例	11/9	北海道	疑い 事例	斜里町	死亡野鳥	ウミネコ	－	1	簡易陽性	11/10	検査中	検査中	検査中	検査中	11/10	12/7予定

※赤字の箇所が11月12日に最新に更新した箇所になります。